

新NISA 2階建て

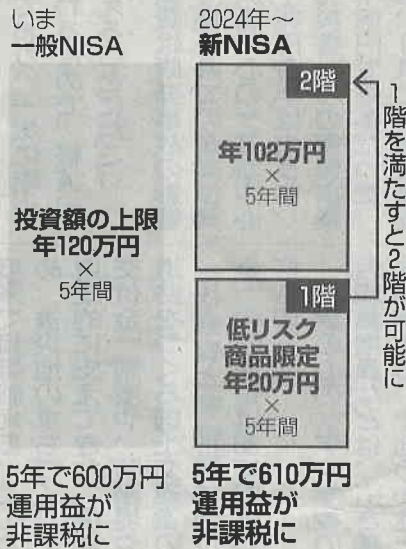
税制改正5G優遇措置も固まる

政府・与党は、「少額投資非課税制度」(NISA A)の1つとして2024年から始める「新NISA A」の制度を固めた。リスクの低い商品に優先投資するしくみに改め、資産形成を促す。また、次世代の高速移動通信方式「5G」の普及に向けた税優遇措置も固まった。来年度の税制改正で残されている主な論点は、未婚のひとり親への対応のみとなった。

いまの「一般NISA」は、投資額が年120万円を上限に5年間、運用益が非課税になる仕組みで、2023年末に期限を迎える。

新制度はリスクの低い投資信託などを投資対象にした「積み立て部分」と、上

少額投資非課税制度(NISA)の変更点



場株式など現行NISAと同じ商品に投資できる「投資部分」の2階建てとする。原則として「1階」にあたる低リスク商品に投資した人のみ、「2階」の投資部分を使えるようになる。年間の投資限度額は1階部分が20万円、2階部分は102万円の計122万円。最大で5年、610万円を非課税で投資できる。

現行の一般NISAは、株式の短期の売買に使われがちで、本来の目的である長期の資産形成につながっていないとの批判が出ていた。低リスクの商品に絞った積み立て部分をつくることで、資産形成を促す。一方、5Gの普及を加速させるための税優遇は、携帯事業者などに対し、導入した設備額の9%を法人税

から差し引くことで決着する方向だ。設備額の30%を一度に減価償却できる優遇措置と選べるようにする。

措置で、約120億円の税収減につながるため、ほかの税優遇措置の廃止や見直しを検討する。

優遇措置を受けるには、

工場や農地、商業施設など限定したエリアで5Gの通信網を構築する「ローカル5G」の設備も税優遇の対象とする。3年間の時限

政府が来年の通常国会で成立をめざす新法に基づき、国から設備導入計画の認定を受ける必要がある。安全性が高く、国際的に信用を

得ていることなどが条件となる。米国と歩調を合わせ、中国メーカーなどを実質的に排除するねらいがあるとみられる。

政府・与党は、未婚のひとり親の税優遇の議論を決着させたうえで、12日に来年度の与党税制改正大綱をとりまとめる予定だ。